

第2回 介護事業運営の適正化に関する有識者会議（発言要旨）

全国市長会：介護保険対策特別委員会幹事会
代表幹事（仙台市介護保険課長）南方順一郎

1 はじめに

＜制度の構造的課題と現状＞

- サービス利用者の利便性 ⇒ 法定代理受領サービス（現物給付化）
- サービス利用者の選択性 営利法人、社会福祉法人などの
- 画一的なサービスからの脱却 ⇒ 多様なサービス提供主体の参入
- サービスの質の向上 {市場メカニズム（競争原理）導入}
- 営利法人（利益の追求） ⇒ 人件費抑制（若年齢化、パート増加）
- 人材不足（低賃金、過酷な労働） ⇒ 職員の入れ替わり激しい（経験不足）

サービスの質の低下のおそれ

不正行為・脱法行為が行われる危険性

＜不正行為・脱法行為の防止＞

- ◎ 市場メカニズムに任せることを否定するのではなく、市場メカニズムがうまく機能するための適切な環境整備やルールづくりが重要である。

【不正の予防】

- 組織的なもの＝公益性の認識・社会的責任 ⇒ 法人格、経歴などで制限
- 個々的なもの＝無知、誤解、認識不足 ⇒ 資格付与、研修の実施

【不正の摘発】

- 組織的なもの＝故意・意図的（悪質） ⇒ 改善勧告・改善命令・監査
指定取消 紿付費返還（加算金）
- 個々的なもの＝認識不足、解釈誤り ⇒ 指導、給付費返還

制度の趣旨を踏まえ、いかに実効性のあるものにするか。

2 基本的な考え方

【法人種別で規制するか】

- 幅広くきめ細かなサービスの提供 ⇒ 営利法人を排除すべきではない。
- 選択性の尊重、サービスの質の向上

【事前規制か、事後規制か】

- 膨大な事業者数、新規や変更も多い。⇒ 行財政改革の流れ（人員・経費の削減）、行政効率の観点から、事後規制でしか対応できない。

【指定要件を強化するか】

- 指定要件は現在でもかなり複雑である。⇒ 要件の明確化を図るに留める。

【罰則を強化するか】

- 罰則を強化しても不正防止には ⇒ 保険給付費＋加算金を確實に徴収できる仕組みをつくる。（徴収金の例）

3 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方

【指定は事業者単位か、事業所単位か】

- 事業所単位でのサービス提供 ⇒ 事業所ごとに人員、設備の要件が満たされていなければ、サービスの質は担保されない。

【運営母体への対応】

- 都道府県、市町村単独では無理 ⇒ 運営母体が都道府県を跨って事業展開している場合は国が、市区町村を跨っている場合は都道府県が、運営母体本体にも立入検査できる仕組みを創る。

【連座制】

- 利用者への影響が大きい。



不正の状況等に応じて、処分対象事業所を限定するとか、新規申請のみ認めないといったような、処分者側の裁量を認める仕組みとする。

⇒ 指定の取消しは「…できる」規定であるが、指定の更新は「…してはならない」という規定なので、見直しが必要（技術的な問題）

【課題】

- A県内の事業所への処分がB県内の事業所にまで派生する。
- 訪問介護事業所への処分が通所介護事業所にまで派生する。

4 指定事業者における法令順守のための必要な措置

<基本的な考え方>

- ◎ 営利法人をはじめ、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人など、多種多様な運営主体が参入しているが、法令順守の課題は法人の種別とは関係ない。

【必要な措置】

- 法人にコンプライアンス委員会の設置を義務づける。
- 一部の事業所で不都合があった場合、法人内における自主点検の実施や報告を義務づける。

5 事業廃止時における利用者へのサービスの確保

<基本的な考え方>

- ◎ 「事業廃止」の原因はさまざまであり、また、地域の実情も千差万別であるため、今回の（株）コムスンの不正対応事案に限らず、普遍妥当性のあるセーフティーネットが必要である。

【事業廃止の例】

- 自主的（計画的）な廃止
- 指定取消等の処分による廃止
- 運営法人の破産等による廃止
- 突発的にサービス提供が困難となった場合（職員の離脱）

【必要な措置】

- 運営基準の遵守を指導（運営基準で、サービスの提供が困難な場合には他の事業所への引継ぐことが義務付けられている。）
- 行政を含め、介護支援事業所等の協力を得て、新たなサービス提供先を確保
- 行政の介入（措置制度の活用）
※ 措置に要した費用については、徴収金として廃止した事業者へ請求する。

6 その他

<今回のコムスン事件を踏まえて>

- 監査を実施した以降は、指定権者の事業廃止届を拒否できる仕組み
- 「…不正又は著しく不当な行為をした者…」の基準の明確化
- 指定権者間の処分情報の共有化が不十分 国との指定権者との連携強化